

X - 1 - 1 - 1 - 02

5 年 保 存

秋 本 生 企 第 1 4 8 号

平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県自転車防犯登録実施指導要綱の一部改正について（例規）

自転車防犯登録（以下「登録」という。）の実施に関する指導については、これまで、「秋田県自転車防犯登録実施指導要綱の一部改正について（例規）」（平成18年5月1日付け秋本生企第203号。以下「旧例規」という。）に基づき、自転車の盗難防止及び盗難又は遺失した自転車の迅速な被害回復に努めてきたところであるが、この度、別添のとおり登録の抹消に関する手続等を定め運用することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

別添

秋田県自転車防犯登録実施指導要綱

第1 目的

この要綱は、自転車防犯登録（以下「登録」という。）の実施に関し指導上の必要な事項を定め、自転車の盗難を防止するとともに、盗難又は遺失した自転車の迅速な被害回復を図ることを目的とする。

第2 実施主体

- 1 この要綱に基づく登録の実施主体は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第3項の規定により自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）において秋田県公安委員会から登録業務を行う者として指定を受けた公益法人等（以下「指定団体」という。）であり、その業務に当たっては、秋田県警察の指導の下に行うものとする。
- 2 指定団体は、登録業務の実施について必要があるときは、公益社団法人秋田県防犯協会連合会の協力を求めることができるものとする。

第3 登録の対象

- 1 登録の対象区域は、秋田県内とする。
- 2 登録の対象とする自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。
- 3 自転車を利用する目的を持って所有する者（以下「自転車を利用する者」という。）は、自転車法第12条第3項の規定に基づき、利用する自転車について登録を受けるものとする。

第4 登録の区分

- 1 新規登録
 - (1) 新たに自転車を購入したとき、又は現に所有若しくは管理している自転車で登録をしていないときに行う登録
 - (2) 登録の有効期間が満了したとき、又は登録番号標を損傷し若しくは亡失等したときに行う登録
- 2 変更登録
登録済の自転車を買受け又は譲受け若しくは交換したときで自転車を利用する者が変わったとき、及び自転車を利用する者の氏名又は住所を変更したときに行う登録
- 3 抹消登録
登録済みの自転車が廃棄等により、登録の必要がなくなったときに行う登録

第5 登録の実施

- 1 登録は、自転車を利用する者の申込みにより、指定団体に加入している自転車販売店等（以下「防犯登録所」という。）で行うものとする。
- 2 登録の申込みを受けた防犯登録所は、当該自転車の見やすい箇所に登録番号標（様式第2号）を貼り付けるとともに、秋田県自転車防犯登録カード（様式第1号の甲。以下「甲票」という。）に所要の事項を記入し、甲票は防犯登録所で保管し、秋田県

自転車防犯登録カード（様式第1号の乙。以下「乙票」という。）を申込者に交付するものとする。

- 3 第4の1の(2)の新規登録を受けようとする者は、当該自転車に交付を受けている旧乙票を添えて防犯登録所に申し込むものとする。
- 4 変更登録を受けようとする者は、登録事項変更届出書（様式第3号）を防犯登録所に提出して届出を行うものとする。
- 5 抹消登録を受けようとする者は、旧乙票を添えて、抹消登録届出書（様式第4号）を防犯登録所に提出して届出を行うものとする。
- 6 前記2から5までの規定による取扱いをした防犯登録所は、秋田県自転車防犯登録カード（様式第1号の丙）、登録事項変更届出書、提出された旧乙票（以下「丙票等」という。）を速やかに指定団体に送付するものとする。
- 7 登録番号標は、夜間においても人目につきやすく、容易に剥がれないものとし、県内一連の番号を付するものとする。
- 8 秋田県自転車防犯登録カードの入力コードは、様式第1号裏面のメーカーコード表・警察署コード表のとおりとする。また、入力コードについては、警察署の新設、名称変更又は市町村の廃置分合に伴い、新規に入力コードが必要となったときは、その都度、加えるものとする。

第6 防犯登録所の表示

防犯登録所は、標札（様式第5号）を店舗等の見やすい箇所に表示するものとする。

第7 費用の負担

新規登録に要する費用は、登録を受けようとする者が負担するものとする。

第8 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録をした日から10年間とする。

第9 秋田県自転車防犯登録カードの送付等

指定団体は、防犯登録所から送付を受けた丙票等について、内容を点検の上、電磁的記録により作成し、生活安全部生活安全企画課に送付するものとする。

第10 警察署長との連携

防犯登録所は、所在地を管轄する警察署長と繁密に連携し、登録業務が適正かつ円滑に行われるように努めなければならない。

※ 様式省略